

農地を守ろう

— かけがえのない農地を繋いでいくための話し合いを進めましょう —

農地を所有している方は 農地を適正に利用する 責務があります

農地法1条には「農地は国民のために限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源である」と明記され、農地を所有している者（農地を借りている者などを含む）は農地法2条の2により「農地を適正かつ効率的に利用しなくてはならない

責務」があるとの規定がされています。

このため、農業委員会は農地法第30条に定められた農地利用状況調査（農地法30条）や日常的な農地パトロールを実施しており、特に相続税納税猶予制度適用農地については重点的な調査などを行います。

農地利用状況調査などにおいて、管理不十分な農地には農業委員会の指導や農地利用意向調査（農地法32条）が実施され、さらに農地を荒れたまま一定期間放置するなどした場合は、相続税納税猶予制度適用農地については期限の確定（猶予の打ち切り）となり、猶予税額と利子税を納付しなくてはなりません。

相続税納税猶予制度適用農地に対する注目が高まっています。

都市農地に関する制度をよく理解し、農地を適正に耕作しましょう。

農地のことは 家族で相談

相続税納税猶予制度は、相続人である農業後継者が農業を継続できるように、相続税に対して配慮がなされる制度です。

「農業後継者はいない」と話す農家の方がいますが、相続が発生するとその農家の相続人が相続税納税猶予制度を受けることが多くあります。

先祖から引き継いだ家と農地をどのように次の世代に引き継ぐかは、今の当主の責任です。また、「家」は、当主ひとりでは守れません。家族が団結してこそ守られるのです。

農家にとって、とても大切な農地のことや農業の継続に関することは、ちょっとしたことでも家族全員で話し合いましょう。

農地はかけがえのない 財産です

農地は地域にとって限られた貴重な財産です。
農地の保全や利活用につとめましょう。

不明な点は農業委員会にご相談ください。

相続税納税猶予制度の留意点

農業を継続するための制度

相続税納税猶予制度は、決して相続税を安くするためのものではなく、農業を継続できるよう、相続税に対して配慮がなされた制度です。

制度の適用を受けるためには、①被相続人は死亡の日まで農業を営んでいた個人であり、②農業相続人は引き続き農業経営を行うことなどの要件を満たすことが必要で（※①及び②は例外あり＝下記参照）、当然、要件を満たさなくなった場合には、猶予されていた税額に利子税とあわせて納付しなくてはなりません。

このような約束違反によって納税猶予が打ち切られることを「期限の確定」、その確定となった原因を「確定事由」といいます。不耕作なども期限の確定に該当することに十分注意してください。

※①及び②の例外

被相続人または農業相続人が直接に農業を行っていない場合でも、二親等以内の親族等が農業経営を行っている場合、または「特定貸付け」（市街化調整区域内で農地中間管理事業等により貸し付けている農地）など一定の要件に該当する場合には、相続税納税猶予制度の適用を受ける（継続する）ことができます。

農業委員会の役割

農業経営者にとってかけがえのないこの制度は、農地の一筆管理を行っている公的な機関である農業委員会が、制度適用農地の日常的な管理・指導について責任を持つことによって実現しています。地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の管理状況を確認し、必要な助言・指導を行うことで、この制度も農家も守られているのです。

農業委員会には「通知義務」があります。これは、確定事由に該当するような行為があった場合に所轄の税務署にその旨を遅滞なく通知しなければならない義務であり、この通知義務を果たすことが本制度を守る上で重要な約束事となっています。

農地はいつもきちんと耕作しましょう

「とりあえず納税額が少なくなるから」と安易に相続税納税猶予制度の適用を受けると、市街化区域ではその農地で将来とも農業経営を行っていく義務が生じることはもちろん、不耕作にしていた場合などは、猶予されていた税額に利子税を付して納付しなければなりません。さらに、その面積が全適用面積の20%を超えると、適用を受けた全部の農地で納税猶予の期限が確定してしまうこととなります。

このようなことが制度の批判にも発展しかねません。

相続税納税猶予制度の適用を受けるときや、農地の転用などを行うときは、人まかせにせず、家族全員で十分に話し合しましょう。

農地の制度に関する質問・相談は農業委員会へ